

平成 30 年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日 時 平成 30 年 5 月 24 日（木）午後 2 時 30 分から午後 5 時まで

2 場 所 宮城県庁行政庁舎 9 階 第一会議室

3 出席委員（13 人）

（1）常任委員（8 人）

石井 慶造	東北放射線科学センター 理事
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類 准教授
野口 麻穂子	森林総合研究所 東北支所 主任研究員
平野 勝也	東北大大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之	東北大大学学術資源研究公開センター植物園 教授
山本 和恵	東北文化学園 科学技術部 建築環境学科 教授
山本 玲子	尚絅学院大学 名誉教授
由井 正敏	一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

（参考）

傍聴者人数：7 人

4 会議経過

（1）開会 司会（大内副参事兼課長補佐（総括担当））

審査会は 13 人の常任委員及び 2 人の専門委員で構成されているが、本日は、常任委員 13 人中 7 人の出席（開会時点）のため、環境影響評価条例第 51 条第 2 項により、会議の成立を報告した。

また、県情報公開条例第 19 条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、うち、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第 8 条及び情報公開法第 5 条に基づき非公開となることの確認を行った。

（2）挨拶（金野環境生活部次長（技術担当））

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、本日御審議いただきますのは、「鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書」の諮問及び「（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業 計画段階環境配慮書」の答申の 2 件でございます。

「鬼首地熱発電所設備更新計画」については、大崎市鳴子温泉字鬼首地内における地熱発電所の設備更新事業で、法第 1 種事業として環境アセスメントを実施しているものでございます。

本件については、昨年6月に方法書に対する答申をいただいた案件になります。本日は、方法書を基に環境影響を調査、予測及び評価した結果をとりまとめた準備書について、皆様にお諮りするものです。

次に、「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業」につきましては、刈田郡七ヶ宿町内における風力発電事業で、法第1種事業として、環境アセスメントを実施しているものでございます。

本件については、前回4月16日の審査会で諮問させていただいており、前回の指摘事項に係る事業者の回答が示されております。本日は、事業者からの回答を踏まえまして、審査会の御意見を答申として、おまとめいただく方向で御審議賜りたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど担当から説明させていただきますが、活発な御議論がなされることをお願いいたします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

(3) 審議事項

【司会（大内副参事兼課長補佐（総括担当）】

それではこれから議事に入りたいと思いますが、環境影響評価条例第51条第1項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。山本会長どうぞよろしくお願ひします。

【山本会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。審議事項の鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書についての審議に入ります。

<参考人（事業者）入室>

【山本会長】

それでは、先ず事務局から説明願います。

【事務局（渡邊技師）】

審議事項 鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書について（諮問）

○資料1-1～1-2（略）

【参考人】

審議事項 鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書について（諮問）

○資料1-3～1-4（略）

【山本会長】

はい、ありがとうございました。事務局の方から、欠席委員の方からの御意見がありましたらお願ひします。

【事務局　（渡邊技師）】

特にありませんでした。

【山本会長】

はい、ありがとうございました。冒頭事務局が申し上げましたとおり、希少種の生息場所の特定につながるような審議となります場合は、傍聴者に退出いただく必要がございます。その場合は委員の方から事前にお伝えいただきますようお願いします。後ほどまとめて審議させていただきます。それでは質疑に入ります。先ほどの説明に対しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

【永幡委員】

何点かありますが、まず、記述の問題ですけども、 L_{Aeq} と書く時の L は斜字体です。これは JIS で決まっているはずですよね。単位がデシベル以外のところは ppm とかアルファベットで書いてありますけども、デシベルだけカタカナで書いてあるのはあまりにも奇異ですから、それは表現を揺らすようなことはしないで、統一して書いてください。

【参考人】

はい。了解いたしました。これにつきましては修正させていただきます。

【永幡委員】

はい。まだ何点かありますが、まず 1 点確認なのが主要なルートが 3 つあるということでしたけども、国道のところしか調査されていないですね。僕はこの前の方法書の時に委員でなかったので、その時に議論が終わっているのかもしれません、市道の方で調査しないのは保全対象がないからということでおろしいでしょうか。

【参考人】

今回の調査予測地点としては、民家等に影響が及ぼすと思われる地点を調査対象としておりますので、御理解のとおり民家がないところは調査しておりません。

【永幡委員】

それならそれで結構です。それで、騒音の評価する時にここは地域類型が指定されていないというのはそのとおりだと思いますが、ここで幹線交通を担う道路を当てはめるのは本当に適切かということを考えるべきだと思います。確かに環境省のマニュアル等を見ていれば、都道府県道や 4 車線以上の市道は幹線交通を担う道路とするというようなことは書いていますけども、環境基準を作った時の議論を見ていくと、幹線道路近接空間というのは基本的に窓を開けて生活しないだろうと。一般的に都市の中の幹線空間を考えていて、窓を開けて生活することはまずないだろう。だから、窓を閉めた場合の日本家屋の平均的な遮音性能を考えて生活が保てるならそうで良いのではないかという議論で作られている基準なんですね。おそらくこのような静かな地域でそこまでの家屋が常に建てられるとは思えません。建てている人もいるでしょうけど。そう考えるなら

ば、更に言えば窓を開けて生活しますよね、この地域の人は。であるならば、ここで幹線道路近接空間の基準を当てはめてしまうのは、かなり危険な評価だと思います。ですから、道路沿いのところでB類型なりC類型の基準を使うならまだ理解できますけども、少なくともここで幹線道路近接空間で評価するのは是非止めていただきたいと思います。

【参考人】

ただいまの御質問につきましては、おっしゃいましたように環境基準を定めた時の経緯などを再度確認させていただきまして、評価の基準の当てはめ方ということでおろしいですか。それについては、再度検討させていただければと思います。

【永幡委員】

後は、6dB上昇するというのが影響が少ないと言っていいのか疑問ですし、更に資材置き場の方に関しては10dB上がるんですよね。 L_{Aeq} では。10dBといえば聴感的には倍ですよ。それで、影響が小さいというのはどう考えたらそこまで言えるのかというのがよく分からないので、そこは説明していただきたいのですが。

【参考人】

評価については、最初の6dBの増加につきましては、今回道路交通の話でございますので、こちらについても事実として予測計算の6dBでございますので、こちらの評価についても引き続きまた検討させていただきます。それから、資材置き場の工事騒音でございますが、こちらも予測としては事実でございまして、このぐらい上がるということで確かに幅としては大きいということは私どもも認識しております。私どもの数字プラス対応ということになりますけども、資材置き場の予定地がございまして、その近くに1軒民家がございますので、そこでの評価ということで今回お示しさせていただきました。対応といたしましては、この資材置き場の運用が常に資材置き場としては資材を置くんですけども、ほとんどトラックで搬入してございまして、いわゆる一時的な資材を置くだけで、その積み替えとか遠くからここに運んできて、山を登るトラックに積み替えるとか、そういうのが主な工事になりますので、常にここで+10dBが出ているわけではないという認識ですので、状況としてはそういうことです。また、近くに1軒民家がございますので、工事に当たっては対象の住民の方としっかりとコミュニケーションというか状況を伺いながら、例えば、その方の生活に支障があったらしっかりと私どもも話し合いをしながら適切な対応をしていきたいと現在考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

【山本(和)委員】

本編844ページで確認というかお願ひですが、1~11番が景観資源ということでプロットしていただいております。こちら例えば、国指定の文化財は既に枯れていますが、今後この事業を進めていくに当たって、そういう枯れたりすることが、本事業が影響を与えていないということを証明するためにも、間欠泉ですとか泥火山とかいくつか図示されているものについては、定期的に写真撮影など行って、経過観察をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【参考人】

周辺には天然の噴気地、いわゆる地獄ですかそういった景観箇所が多数ございます。今の御意見はそういったところを写真撮影とかで記録を取っていった方が良いのではないかということですけども、私たちも今まで既設の発電所で長年事業行っておりまして、変化が顕著にあったというのはこの天然記念物の雌釜につきましては色々と理由があるところなんですけれども、やはりそういったものに対応できるようにやり方が写真撮影であるかどうかも検討させていただきますけれども、記録を残すという形で検討していきたいと考えております。

【平野委員】

工事の概要といいますか全体の話を聞きしたいんですけども、本編だと最初の方にありますけれども、今回既存の施設に比べて随分コンパクトな施設になるようですがどうでしょう。例えば本編の 11 ページにございます生産基地で実際に井戸を掘られるのは生産井は真ん中のピンク色のところだけで両サイドは駐車場ですか。

【参考人】

両サイドのところは仮設備ですか、駐車場等建設途中では考えております。将来的には生産の補充井が必要になると考えておりますので、補充生産井を配置することを考えております。

【平野委員】

了解です。予備の場所ということですね。

【参考人】

はい。さようございます。

【平野委員】

それで、お伺いしたいのは 17 ページで未施工の箇所が青いハイライトで示してあります、そうではない場所、この図面ですと西側、南側、南西側の奥の方にいくつも青い色がついてございますが、これは何の工事をなさるのですか。

【参考人】

西側の方で色の着けてあります所は、原状回復といいますか、使われていた場所でありますので、そして構内で出てくる土を構内で有効利用することを考えておりますので、原状回復する場所ということで示しております。

【平野委員】

結局は、残土処理をしながら原状回復をするというイメージでよろしいでしょうか。

【参考人】

はい。その通りでございます。

【平野委員】

そうすると本体の工事に伴う発生土量に合わせて、この工事範囲が決まってくるということでしょうか。

【参考人】

はい。その通りでございます。

【平野委員】

撤去工事とは別に土が発生するということですね。理解しました。ありがとうございます。すみません。これは直接アセスメントの外になりますけれども、国定公園ですよね。特別に認可されている世界だと思います。その中で今回配置を工夫いただいてコンパクトになっておりますので、是非もっと積極的なミチゲーションをしていただいて、要は今までよりもずっと狭い面積で生産が可能になるということですので、沢の奥の方も積極的に自然が回復するような手立てを打っていただけたらと思います。いかがでございましょうか。

【参考人】

おっしゃられた意見をしっかりと受け止めて、今後の工事、検討の中で参考にさせていただきたいと思います。

【平野委員】

もう一つよろしいですか。私は景観が専門なので、景観の話をいたします。色を調和させるという話で、色味の話しか書かれていらないのが若干気になります、ベージュ系やグリーン系を使うということですが、グリーンだと冬景色だと目立つたりしますので無彩色をお勧めすると、もう少しお話ししますと色味のある色をお使いになるのであれば彩度を落としてほしい。マンセル彩色系の明度、彩度、色相とあるんですけれども、その中でも彩度、鮮やかさを徹底的に落としてもらった施設の方が自然と調和します。場合によっては無彩色、グレー系をお勧めします。白から黒までの色味のない色を使った方が。無理にカメレオンみたいになる必要はないんですよ。自然の色は四季折々変っていきますよね。人工構造物である限り人工構造物の形を持ってますので、返って無彩色の方が目立たないということがございますので、是非御検討いただければと思います。

【参考人】

ありがとうございます。今後の検討の中で参考にさせていただきます。

【牧委員】

植物の件なんですけれども、準備書を拝見すると噴気孔に特有の植生がある。特にヤマヌキランの群落というのがはっきりと何か所かある。これは全国的にみると、決して多いものではない。中部から北海道の渡島半島くらいまでしか自生していない植物でありますから、それが群落をなしているというのは結構重要なものだと思います。これ

が成立するというのは、噴気孔から出ている物質にかなり対応して進化した植物なので、ここで硫化水素の排出量を低減させるということは植生に影響があるのではないという気がしますけども、その辺りはいかがでしょうか。

【参考人】

今回、硫化水素の測定を発電所の運転中と停止中に測定しております。その結果として、発電所の影響というものは1日の変動とか変動は激しいもので、発電所による顕著な影響というのは見えていないということでございます。今回の計画としましても、発電所の冷却塔の位置等は変えずに、冷却塔の拡散性を少し増すというところでの設備更新と考えておりますので、植物への影響というのも大きくはないのかなと考えております。

【牧委員】

バックグラウンドでも硫化水素の濃度で十分ではないかという理解でよろしいでしょうか。

【参考人】

そうですね。こちらが調査した結果を見ますと、御理解のとおりバックグラウンドの影響というものが測定結果に大きく影響しているものだと考えます。

【牧委員】

ありがとうございました。

【平野委員】

関連しますが、温泉等への影響も含めて、自然のメカニズムは分からぬことが多い。それを今回、いろいろと新規に予測なさっている項目が目立ちますが、皆さんにはこれまで経験がありますよね。元々の発電所があって、稼働していた頃のデータもありますし、それを中止してからのデータもありますよね。その時にこういう変化がなかったというのが、ものすごく説得力を増すと思います。ですので、今回、地中のことでなかなか確かなモデルは作れないと思いますので、最大限予測すると今回こういうことになりますという、例えば温泉の話もそうですし、今の硫化水素と植物群落の関係もそうだと思いませんけども、やはりもうちょっと皆様方の経験を準備書に反映いただいた方が、皆さんも安心できるのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

【参考人】

いただいた意見、私どもの実態としましてはおっしゃいましたように既に40年近く運転をしておりまして、関係のデータ全てを常に測っているわけではございませんけども、一部測定データを持っているものもございますので、もう既に準備書のところで可能な限り既設のデータは載せてございますので、御意見いただきましたので再度確認させていただいて今後の対応については参考にさせていただきます。

【参考人】

すみません、今、40年近くと申しましたけども、40年以上を運転しております。訂正させていただきます。

【野口委員】

先ほど、仮設沈殿池について言及されていましたけれども、仮設沈殿池についても17ページからの工事範囲の区域内に収まるという理解でよろしいですか。

【参考人】

現在、仮設沈殿池については計画中ですけども、基本的にはこの工事範囲に収まるよう計画してございます。

【野口委員】

分かりました。ありがとうございます。もう1点よろしいですか。先ほど原状回復の話が出ていましたけれども、その際に例えば植栽などは計画されていらっしゃいますか。

【参考人】

宮城県自然保護課と相談させていただいておりまして、アセスの中では播種などの種を取る時間がないということですので、そこは周りの地形に合わせたような原状回復をさせていただいて、残土とかを使って、自然の遷移を促進させながら、必要に応じて播種などをかけていきながら、自然なかたちでのやり方を考えております。

【野口委員】

分かりました。植栽などで外から種苗を持ち込んでしまうと却って種組成や遺伝的組成の攪乱につながってしまうので、その点を心配していました。ありがとうございました。

【由井委員】

希少種の質問があるのですが。非公開で。

【山本会長】

それでは、私から少し質問がありますので、それが終わりましてから、御発言いただければと思います。それで、よろしいでしょうか。

【由井委員】

はい。

【山本会長】

先ほど、工事の撤去に関わる温室効果ガスなど環境への負荷という評価について、ランニングをしている時の評価をしていただいたのですが、「事業の実施による」という言葉は、撤去をして整地をして更に補充井を作つてというようなこともあるって、次にリプ

レースする可能性もある。そこまでのこの事業一連が、トータルの意味で、環境に及ぼす指標として温室効果ガスがどのくらい出てくるのかという、概算を出していただきたいという趣旨で以前にお話したので、お答えが少し部分的に過ぎたかなと思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

【参考人】

今の御意見は、いわゆるライフサイクルという趣旨で御意見いただいたことにつきまして、私どもがランニングというか稼働中のということですので、おっしゃられたのはそれプラスその前後とかまで検討してくださいという趣旨でしょうか。

【山本会長】

そうですね。やはりこの事業そのものがトータルとしてどのような影響を与えるかというのが、今後、大変大事になっていきますので概算の算出しかできないので、必ずしも緻密なデータとはそちらもいかないかも知れないですけども、工事車両も含めまして、把握していらっしゃると思いますので、実際に算出するのはそう大きな負担ではないかなと思います。生産井とかそういうものを補充して、将来のこととは分からぬとしても、今回の想定される負荷を考えてある程度のものは出せるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【参考人】

ありがとうございます。ライフサイクルについては様々な手法があるかと思いますので、私どもも勉強させていただいて、検討させていただきたいと思います。

【山本会長】

他に先生方よろしいでしょうか。それでは、すみませんが希少種に関する質疑がある間、傍聴人の方は廊下でお待ちいただけますでしょうか。

<傍聴人一時退室>

【山本会長】

それでは、由井先生よろしくお願ひいたします。

【由井委員】

はい。クマタカについて生態系の重要種として扱っておられますけど、本編 762 ページの(c)- i に「7月には餌運びを1回確認した」とあります。これ平成28年ですけど、764 ページの図を見ますと、餌運びが薄黄色のカーブを描いて、今回の予定地の方に飛んでいますね。その先に、黄色い点で「誇示とまり」というのがありますけども、7月に餌運びでそちらに飛んでるということは営巣している可能性が十分あります。それで、753 ページを見ていただきたいのですけども、これは調査全期間におけるクマタカの飛翔経路で、西側と対象区域で2つのつがいがいると思われます。これは既に林業関係の調査でも昔からこの辺にいるというのは分かっています。特に本事業地に関わる論文で

は、実は昔のデータで、この赤い事業区域の [REDACTED] ちょっとのところに巣がありまして、最近は行方不明になっていて、西の方のつがいは別の巣がありまして、そっちは遠いので関係ないですけども。この事業区域周辺のつがいは依然として生息するというのは分かって、そして営巣地は近そうなのですが、今回の調査では見つかっておりません。ただし、餌運びを含めて色々なディスプレイを見るとこの辺にいることは確かなので、まずそれは事実としてあります。今回、既存施設の取り壊しを平成 29 年 10 月からスタートして平成 30 年 12 月に取り壊し完成で、引き続き新設事業を開始するとなっていますけども、東北地方のクマタカ繁殖成績をずっと見ていきますと、平成 27 年の秋に東北地方から新潟にかけてブナが大豊作で、そうしますと翌年はクマタカの繁殖が良いというのは論文で明らかになっていますので、まさしく平成 28 年は繁殖したんだと思います。その結果、若鳥の飛翔トレースも 753 ページに若鳥が飛んでいるというのがあってそれはまさしく平成 29 年の 5 月くらいにもずっと飛んでいるわけですね。だから、若鳥が出たんだと思います。平成 29 年は繁殖はたぶんしないで、その若鳥がいたせいで繁殖しないんですけど、平成 30 年現在はまた繁殖している可能性が高いと思われます。その際に、その近傍で取り壊し作業等を行っているとやっぱり影響が出る可能性があります。今回は最初の配慮書段階から色々と質問していましたけども、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] もう一つが 903 ページに事後調査のことが書いてありますけども、事後調査はいずれの項目も懸念される項目がないので実施しないと書いてありますね。しかしながら、工事中はアセスにかかっている案件ですので、もし工事中にクマタカに影響が出たらどうなるかというのは見る必要があるということから、事後調査は実施せずとはしないで、工事完了後にその近傍に生息するクマタカが引き続き生息するかどうかをモニタリングする必要があると思います。これはアセスに関わる事項として、必要だと思います。ということで、事後調査の修正をしていただきたいと思っています。これは猛禽類ですけども、希少種の植物は移植はないんですか。

【参考人】

移植は予定しております。

【由井委員】

そうですよね。そうすると、移植したらそれが活着し、個体が生存するかどうか事後調査する必要があると思いますけども、それが書いていないということになりますか。

【参考人】

先ほどのクマタカの事後調査と併せて御回答いたします。901,902 ページの方に、901 ページが工事中の環境監視計画になります。先生のおっしゃるように今回は巣の位置も確認できておりませんし、確認できなかった項目も多かったので、事後調査ではなく環境監視計画というかたちでクマタカのモニタリング調査を継続して行わせていただきますというところと、植物の方につきましても重要な種を一部移植いたしますので、こちらについて活着を確認するというところを記載させていただいております。それから、運転開始後につきましても、同じように重要な種のクマタカにつきましては2営巣期につきましては継続調査をさせていただくというところで記載させていただいております。

【参考人】

一つ補足しますと、先生がおっしゃいました撤去工事の時のモニタリングでございますが、こちらも平成 29 年 11 月から現在も含めて 7 月までいわゆる撤去工事中のモニタリングも並行して、こちらには記載してございませんが、工事中のクマタカの調査も実施しておりますので、追加させていただきます。

【由井委員】

はい、ありがとうございます。実施していただけるのはありがたいですけども、特に 1 月から 3 月は豪雪地なので工事はしませんけども、クマタカの営巣期は 1 月から 7 月までですね。1 月から 3 月までは工事しないけど、4 月から 7 月までは工事されると思うので、そっちは 4 か月あるわけですよね。その時期にモニタリングを行い、もし近傍で営巣が確認されれば保全対策をする必要があるというわけです。だから、監視計画とか事後調査をやっていただくのは良いですけども、その結果を適宜事業そのものに反映して保全対策を実施する必要があります。そこで、監視計画は工事が始まると同時に事後調査になるのが本来であって、事後調査に含まれるのではないんですか。アセス法上は。そこが何故区別されているのかちょっと分からぬ。

【参考人】

順番に申し上げますと、まず 1 月から 3 月が工事中止で 4 月から 7 月までが営巣期に入る時の対応ですけども、それにつきましては現在確実に工事中止するのは 1 月から 3 月ということで決定しておりますけども特におっしゃいますようにクマタカの調査の状況によりましては 4 月から 7 月でも必要になれば対応することで検討したいと思います。それから、実態としてこのクマタカの調査につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、今行っております撤去工事の時も調査をしておりますし、今後本体の発電所の建設工事、それから運転開始以後も全て調査は「猛禽類保護の進め方」に基づいて営巣期に調査をすることで考えておりまして、今回私どもとしましては、こちらは全て環境監視計画として 901, 902 ページのところにまとめて記載させていただいたところでござ

います。

【由井委員】

それでなにか配慮を要する事項が判明した際は、追加的な環境保全措置を講ずるというのが分かりました。それは、供用後にもかかるということですね。

ただ、先ほど申し上げたとおり、何故それが事後調査ではないのかなというのが分からぬのですけども。

【平野委員】

よろしいですか。お金のかかる話なので、申し上げる方がよくわかりませんけども、903ページに書いてあるような事後調査を実施すべき条件として、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合。これ、クマタカの件はそんなに予測の精度高いんですか。温泉の話も、私はこれに該当するのではないかと思いますけども。ですので、やはり公明正大に法アセスとして事後調査を行っていただいて、ちゃんと専門の方にも見ていただいて、今回の地熱発電所更新事業が全然環境に影響を与えていないと皆様に言えるような状況を作っていただいた方がお互いに良い気がするのですが、いかがでしょうか。逆に、法アセスの手続きがすごく大変なので、それから逃れようとしてる様子でこれでは見えてしまいますので。そうではないと思いますので、御見解をお聞かせいただければと思います。

【参考人】

今の御意見につきましては、先ほどからお話を聞いておりますクマタカにつきましては、どちらかというと予測の不確実性というよりは、動物ですので、クマタカの行動とか挙動のところがはっきり分からないということで、そこについてはこれから動きの中で適切に追跡するということでモニタリングに入れております。先ほど由井先生から御意見いただきましたように、基本的なルールとしては「猛禽類保護の進め方」がございますので、それに則ったものということで、私どもの解釈としては手法などの不確実性はないということで環境監視計画側に入れたという考え方でございます。実態としては、しっかりと調査してその対応をするということは約束できますし、もう一つは、希少な生物ということで結果の公表については工夫がいるかと思いますけども、その情報公開的なところはしっかりと今後検討してまいりたいと思います。

【平野委員】

いや、そうすると、なおさら猛禽類の話は第三者機関として当該審査会を使っていただいた方がよろしいのではないかと思いますけども。事後調査項目に入れていただいて、きちんと第三者的なチェックも受けて、猛禽類は大丈夫だという状況を作っていただい方が良いのではと思いますがいかがでしょうか。

【参考人】

この作り方としましては、電力中央研究所にも予測結果を見ていただいて、どういう調査にしようかというところも御相談させていただいたものであります、弊社の場

合40年間の運転実績がありまして、これまでずっと発電所を運転してまいりました。毎年のように定期点検がありまして、ある程度の負荷や工事がありましたというところのベースがありまして、今回工事というところの期間をフォローしてあげれば大丈夫ではないですかとお話をいただきて、そのあとも工事の前後で2営巣期くらい確認しておけば、監視計画というところで整理して行っても大丈夫ではないかという御意見もいただいた上での今回の御提案となっております。

【平野委員】

電力中央研究所が言ったから正しいとは僕は少しも思いませんが、そういう権威に頼るような発言をなさらない方がよろしいと思います。であれば、これまで言ったように903ページに今までの実績がこうであると一言も書いてないんですよ。こういう実績があって、こういうデータもある。だから、今回の工事が実績から言って猛禽類を含む不確実なものに関しては、さほど問題があるとは思えないといったことがきちんと書いてあって、その上で今までの経験からして事後調査をする必要までなくて、運転開始後の環境モニタリングで十分ということを論述いただかないといけないということです。

【参考人】

その辺の書き方については、検討させていただきます。ありがとうございました。

【由井委員】

補足ですけども、工事の期間を除いては影響なさそうですけども、やっぱり留意する必要がある。もう一つはこの案件でなくても、様々な火力のリプレースとか宮城県でも他の県でもあります。それを環境監視だけで行うというのはあまり聞いたことがない。やはりそこにいるのが分かれば、取り壊して人工巣も作ってあげたりしてずっとモニタリングして、環境保全措置の有効性を確認するというストーリーで行っていますので、これが監視計画だけで済むというようにすると、あの案件にも影響するので、こら辺はどうしたらいいのか整理が難しいですけども、県の事務局でもどういう事例があるか整理していただいて、どのような落着をすれば良いか検討していただきたいと思います。

【事務局（渡邊技師）】

はい。我々も制度を改めて確認して、この件については事業者と相談しつつ進めたいと思います。

【野口委員】

625～626ページの昆虫のことで、(j)コノシメトンボについて、この種は対象事業実施区域の開放水域で生息している可能性があると書いてあるんですが、実際開放水域がどのくらいあって、その中のどの部分が影響を受けるかという図が見当たらない状態のまま生息への影響は少ないものと予測すると書いてあるので、ちょっと根拠が分からないうまくして、質問させていただきました。より詳しい情報が分かれば教えていただければと思います。

【参考人】

11ページを御覧いただきますと、上方に赤沢、泉沢、寺沢というのがございまして、その真ん中あたりに貯水槽というのがあるのが確認できるかと思います。発電所に使う水がこの赤沢、泉沢、寺沢の方から一旦貯水槽に受けまして、発電所で使うように平準化を図るようにしておりますが、開放水域というのは貯水槽に受けるまでのところですね。そこを表しております。

【野口委員】

それでその部分は今回は実際に工事では手をつけないし、手をつける部分はその沢より下流側に当たることから影響は少ないと判断したということでおろしいですね。

【参考人】

はい。そうです。

【野口委員】

分かりました。ありがとうございました。

【山本会長】

それではこの件に関しましては、事後調査の位置付けというのがちょっと問題になつております、この会としては、色々なデータをお持ちでしたらそれを有効にきちんと公開していただく方向で御検討いただきたいと思います。県でもその点を色々検討した上で指導いただきたいと思います。

それでは、次の議題にまいりたいと。

【参考人】

大変申し訳ありませんが、先ほどの私の回答につきまして、1点修正させていただきます。会長から御質問がありましたCO₂の排出でございます。私から今回お示しした年間3,500tというのはランニングのCO₂でございまして、会長からはいわゆるライフサイクル全体の数字を求めていたという御意見があつたと思いますが、これは私の間違いでございまして、3,500tというのは既に計算のバックはライフサイクル全体になってございます。

【山本会長】

撤去も含めてですか。

【参考人】

はい。建設、稼働、撤去を入れたライフサイクルのCO₂それプラス井戸から出るCO₂ですね。それともう一つは、長く運転しておりますので発電所が止まった時に例えばポンプ等を少し回す電気などを使いますので、その電気も含めた合算の数字として均しますと、年間3,500tということです。

【山本会長】

均してということですか。もしそうでしたら、今おっしゃった内訳をどこかに参考として載せて、温室効果ガスの概算としてこれぐらいでしたというふうに加えていただくようにしてもらうことは可能ですか。そうしないと、文言だけ見ますと誤解を与えかねないので。

【参考人】

はい。記載につきましては、内部で検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

【山本会長】

それでは希少種に関する質疑は終了としまして、本件についての質疑も終了といたします。参考人の方どうも、ありがとうございました。

<参考人退室>

<傍聴人再入室>

【山本会長】

それでは、続きまして、審議事項（2）『(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 計画段階環境配慮書について』です。参考人の方お願いします。

<参考人（事業者）入室>

それでは、審議を始めたいと思います。本件に関しましては、希少種の生息場所の特定につながる情報は含まれていないとの報告を受けておりますので、希少種とそれ以外の部分との審議を分けずに進めたいと思います。

それでは、事務局と参考人の方からの御説明をお願いします。

【事務局（渡邊技師）】

資料2-1, 2-2について説明

【参考人】

資料2-3, 2-4について説明

【山本会長】

ありがとうございました。それでは、欠席委員の方から何かございますか。

【事務局（渡邊技師）】

欠席委員からの意見はありませんでした。

【山本会長】

それでは、質疑に入りたいと思います。先生方、御意見、御質問がございましたらお願いします。

【平野委員】

確認ですけれども、①への回答ですが、書いてあることを見ますと要は風力発電所を造る上で技術的なフィージビリティ、その範囲の中で法的に禁止されているものを除いて環境のことを一切考えないで位置を選択したという回答になっておりますよ。それでよろしいですか。

【参考人】

まず、法的な縛りがあるものは当然外してございまして、その他につきましては今後の手続きの中で詳細に検討して参りたいと思っております。

【平野委員】

いえ、そんなことは聞いていないんですよ。この文章を解釈しますと、自然公園の特別地域等々法的にそもそも難しいものを出しておいて、そこは配慮しましたというのではなく法的にダメですから、配慮する話ではございません。全域が県立自然公園であることを考えると、事業として成り立つ中で環境のことを考えてないということです。本当は事業として成り立つエリアの中で環境のことも考えて、ここは県立自然公園が入っているのでダメ、こっちにしようと判断なさるのが環境への配慮であって、そういうことを一切なさっていない。全域が自然公園であっても法的に禁止されていないから構わないとおっしゃっているんですよ、この書き方だと。それでよろしいですかということです。環境への配慮を一切せずにサイトを選定しているという表明です。これは読む人が読んだら、そう読みますよ。

【参考人】

環境への配慮というのは色々な配慮があるとは思うんですけども、今回の事業においては自然公園の特別地域や特別保護地域といったものを避けるというのが。

【平野委員】

避けるのではなく、それは当たり前ですよ。

【参考人】

当たり前のことですけれども、そこも当然私共としては条件の一つとなるわけですので、そこは当然エリアには考えていない。

【平野委員】

当たり前なんですけれども、そうであればそもそも事業が実施不可能な所を挙げて、ちゃんと環境に配慮していますという書き方はおかしいですよ。なので、そういう御姿勢なのですか。会社としての姿勢をお聞かせいただきたいんですけども。この文章だ

とそう読めちゃうんです。言っている意味わかりませんかね。前半に書いてあることはそもそも法的に風力発電所が設置できない場所のことが書いてあるわけです。それを確認しました。それは事前の作業で当たり前の話です。ここで書いていただきたいのは、こういうロケーションの選定にあたってどういう環境の配慮をなさったのかということを書いていただきたかったんです。それは何も書かれていませんよ。結果として全て県立自然公園内である。これは御社が環境のことを考えて風力発電事業をやっているとは全く読めないです。

【参考人】

書き方といいますか表現の仕方については見直しができるかも一度検討してみます。

【平野委員】

その中でも事業採算まで含めて考えると止む無くここを選んだのであれば、徹底的な環境への配慮を行っていただく必要があると思うんです。わかりますか。

【参考人】

はい。

【平野委員】

ロケーション選定のときに環境影響が明らかに大きい所を選んでしまっているわけなんですよ。その覚悟だとか反省というものを持ってこの事業に取り組んでいただきたい。そういうものが表明されていれば、まだちゃんと環境のことを考えてやってくださっているんだなということが伝わってくるんですけども、そういうのも全然見えてこないです。なので、今後の事業のコメントとして受け取ってください。それから付けてくださった参考資料ですが、私が前回申し上げたように目立つ、目立たないがある。景観の話ですよ。送電鉄塔の視野角 1° がある種の基準のように運用されていますけれども、あれは全て基本的にはまず程度問題です。見ている角度が大きければ大きいほど目立つに決まっているわけで、連続事象です。ある閾値を超えて突然目立つようになったり、目立たなくなったりするものではございません。その上で動くものである。誘目性が極めて高いものである。送電鉄塔という動かないものを基準に適用するのはやめていただきたいと申し上げたのですが、今日の参考資料は全て影響は極めて小さいと断言していますよね。 1° を下回っているので。こういう資料の作り方は風力発電の事業者さんはなさらいでいただきたい。自分たちは送電鉄塔よりも目立つ、要は景観影響が大きいものを造ってしまっているという姿勢が感じられない。要は危険側の評価基準を持ってきて、それで影響がないと評価を下しているのは間違います。法学的に間違います。そもそも送電鉄塔の影響は目安です。視野角が 1° 付近で突然目立つ、目立たないという印象が変わるという根拠はないんです。そういう性質のデータであることをちゃんと理解した上で危険側の評価を行っていただきたいと思うのですが、いかがですか。なんで私が前回わざわざ丁寧に申し上げたのに、同じ過ちを繰り返されるのか理解できないのですが。

【参考人】

先生がおっしゃっていたとおり、⑬のところにも御意見いただいておりますが、 1° 以下であってもそれだけを以て影響がないと、調査しないということはしない予定です。 1° 以下であっても重要性が高いと思われる箇所については適宜調査対象にし、評価を行ってまいります。本日添付させていただいた資料は配慮書時点で触れていなかった生活の視点場からの評価を今時点で示していただきたいという御意見がございましたので。仮に配慮書を暫定的に生活の視点場から選定するとどうなるかというものを現時点のバージョンとして整理させていただきましたので、方法書以降は 1° ということで線を引くことはなく検討を進めてまいりたいと思います。

【平野委員】

たった一言、この表の下に前回指摘があったわけですから、米印を付けてこれは送電鉄塔の基準を使っているので危険側の評価になっていますと一言書いてあるといいんですけれど、なぜそんなことさえできないんですか。本当に申し訳ないですけれど、不信感しか覚えないです。ちゃんと指摘しましたよね、前回。なんで 1° 以下だから視覚的にはほとんど変化が生じないと断言しちゃっているんですか。断言できないから、 0.9° だとか 0.7° も調査してくださっているんでしょう。なんでそういうことをしてくださっているのに評価のところは全部断言しちゃっているんですか。送電鉄塔ベースで。ということで、次回からはきちんとやっていただきたい。

【参考人】

はい。説明が不足しており、申し訳ございませんでした。

【永幡委員】

前回はあまり気にしていなかったんですが、今回の資料を見ていてあまりよろしくないなと思ったのですが。今回の資料でいけば資料2-3の1ページの③の回答に当たるところなんですが、前回の資料あるいは配慮書の中でも書かれていますけれども、総合的評価として述べられていることが騒音についてはA案がよろしくなくて、B案とC案が○。動物、植物、生態系ではA案が○で、残りが△。景観、人と自然のふれあいの場というのは全部△だと評価しているんですけども、それを受けた上で複数案からどれを選ぶ見込みなのかという話なんですが、できる限り既存林道を活用できるよう林道の総延長が最も長いA案を検討しますと書かれてしまうと、A案は騒音についてはよろしくないんだけれども、騒音なんて全然無視していいじゃないかという風にしか読めないんですよね。騒音の影響がどれくらいであり、動植物への影響がそれぞれどのくらいであるか見積もられてその大きさを考えたときに騒音の方が相対的に小さいからA案を選ぶというのであればまだわかるんですけども。このように書かれては騒音を無視しています。今日提出された資料2-2の白石市長からの意見では、騒音をかなり気にしていますよね。その観点から行けば、むしろ騒音の方を重視した上でその中で自然への影響がない場所がこうなるというやり方があるんです。このような書き方は絶対にやめいただきたいと思いますし、最終的にどれを選ぶにせよ、全ての項目をどのくらいの

重みづけでどのようにみて、結果的にどれを重視して選んだのかというのがはつきりと理論的にわかるように述べてください。

【参考人】

本日の資料につきましては記載しているのは自然環境の観点での既存林道しか記載していないということは大変申し訳ありませんでした。また、御指摘のとおり生活環境、自然環境と様々な視点で検討しなくてはならないと思いますので、そういった意味で現在検討中としております。様々な観点から最終的な絞り込みをしていきたいと思います。騒音につきましても、今後は当然にして調査をして予測を行って、数字としてどのように予測されるのかというものを出しますので、それを含めて大きな影響が出ないように計画を進めていきたいと思っております。

【永幡委員】

今の御発言はちゃんと A 案、B 案、C 案でそれぞれ騒音がどのくらい影響が具体的に出るのか、その他のところもちゃんと見積もった上で判断するという理解でよろしいですね。

【参考人】

生活環境と自然環境を含めた観点で案を選びまして、A 案、B 案、C 案あるいは折衷案的な案になるかもしれません、生活環境だけでなく、自然環境、景観といった観点を踏まえてまず案を作りまして、その上で予測を行って影響が大きいようでございましたら、必要な対策を講じた上で、その見解というものをお示ししていきたいと思っております。

【平野委員】

形式的なことで申し訳ないですけれど、この 2 ページ目くらいからですね、動物の項目から最後の方まで回答の末尾が「検討します」になっています。これは意図的に使っておられますか。それともたまたまこのようになっているのか。どのようなことを申し上げているのかというと、行政的には「検討します」という答弁は検討すればよいのであって実施しなくても嘘をついたことにはならないという逃げに使う事に非常に多いんですけれども。これはたまたまそうなってしまったのか、それとも意図的に使っておられるのかどちらか教えてください。

【参考人】

現段階において先生の御指摘のとおりあくまで検討であって、調査手法と事業計画について方法書の段階になりますとこのような形で調査をしますという形でお示ししたと考えております。

【平野委員】

意図的に使われたということによろしいですね。

【参考人】

ちょっと補足お話しさせていただきますと、現段階で風車の配置位置がまだ決まっておりませんので、当然方法書になりますと風車の配置位置等を具体的にお示しいたしますので、そういう配置位置があつて初めて具体的な調査方法が決まつてきますので、そういう意味での検討をさせていただきますという書き方をさせていただいております。

【平野委員】

例えば景観の動画でお願いしたいという話についても検討ということですね。これは風車位置がどこであつても変わらない話だと思いますけれど。検討してお金がかかるから止めるということも含めて回答していただくということでよろしいですか。

【参考人】

アセスメントの手法として動画を行うというのが一般的ではないということから、現時点において検討という表現をさせていただいておりますが、基本的に今回検討と記載させていただいているのは前向きにと言いますか、やる方向で考えております。ただ、アセスメントでどのようにやっていくかという事例等もありませんので、どういった方法があるのかということから調べて参りたいと思っております。

【平野委員】

これは最初の話に繋がってくるんですけど、県立自然公園という景観も環境も宮城県民にとって非常に大事な場所を選定されているわけです。白石市長の御意見を見てもらえれば、景観のポイントが随分ございます。しかも、かなり具体的に述べておられます。そういう場所で風力発電事業を行うに当たって、当事者として最大限景観のことを配慮して影響が小さくなるような配置計画を作ったと胸を張って言えるような状況を作つていただきたいと思います。そのために、先ほどから申し上げてますように適切な基準はございませんよ、確かに。環境省のマニュアルには何も書いていないんだけれども、事業者の皆様からいってもこれだけ白石市長の意見も含めて景観のことに注目されているわけですから、御社として細心の注意を払つてやりましたと胸を張つて言えるよう事業が実施できる状況を作つていただきたい。そのために、風力発電の景観的な影響は動くことが一番大きいです。そのことをきちんと理解した上で配置計画のことを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【野口委員】

先ほどから話に挙がつていますが、前回の配慮書の総合評価の段階、また今回の御回答の案の絞り込みにおいても、既存林道の活用というところをかなり強調されているかと思うんですけども、御存じかとは思いますけれども林道は一般道とは規格が異なつておりますので、回転半径や傾斜等の面で風車のような大きな設備を搬入する際にそのまま使えるとは限らないと思うんですけども、そこまで認識された上で既存林道を使うことを強調されているのでしょうか。

【参考人】

先生のおっしゃる通りでございます。ゼロから林道を新しく造るよりは、既存の林道を活用した方が当然環境にとって負荷が小さいだろうという現段階での判断ということになります。

【野口委員】

今の段階ではそこまで細かくこの林道が使えるかどうかというところまでは調べられていないわけですよね。

【参考人】

そうですね。現段階では現地調査又は目視等での判断ということになりました、今後位置を計画するに当たって現地の測量等を行いながらどのくらい改変が必要なのか、それと同時にその林道の管理者との協議を踏まえてどういった形がよいのかということは協議を進めていきたいと思っております。

【野口委員】

はい。その辺りは方法書の段階ではきちんと進めていただくように。また、その状態で既存林道の活用ということだけを中心に絞り込みを進められるというのはあまり納得はいかないと思いますので、その辺りは修正をいただくようにお願いしたいと思います。

【参考人】

説明が不足していたことについてはお詫び申し上げます。

【山本（和）委員】

前回質問させていただいたときに二つのことを一度に言ってしまったので、言いたいことが伝わっていないようなので補足します。この案件についてはずっと平野先生がおっしゃるように今までになかったような新しい調査方法、新規の提案をして検討することをお願いしたいということと、あわせて白石市の方から出ておりますように主要景観、蔵王を背景にした景観といった非常に重要な景観に関しては当初から計画地から外す。つまり、A案、B案、C案ではなくてここのエリアを避けるといったように、そもそも避けるエリアを作った上でA案、B案を作っていたい。景観側から見た避けるべき地域をまず選定していただけないかと前回言いたかった部分があるんですが、その点に関して考えていただけますでしょうか。予めA案、B案、C案と複数出したからA案で良いでしょうという選び方ではないと思うんですね、この場合。お答えいただけますか。

【参考人】

ちょっと即答が難しいところがありまして、すみませんが今回のこの場においては持ち帰り検討させていただいてもよろしいでしょうか。

【山本（和）委員】

是非持ち帰って御検討いただきますようお願いします。

【平野委員】

よろしいですか。補足ですが、全域県立自然公園ですので、例えば、環境のこういう項目からすると、ここはいじるのはまずそうだという場所はあると思うんですよね。そして、景観についても同様です。それを選らんだ上でこういう配置計画だと一番影響が少なそうだとやっていたい方が影響は小さくなるのは自明ですよね。今のA案、B案、C案というのはどちらかというとその工事ですとか配線ですとか、風況は同じような地域なのであまり関係ないとは思いますけれども、そういう技術的な理由でA案、B案、C案の3パターンを挙げていただいて、それを比較してどれが影響が小さいかというやり方をなさっているじゃないですか。その発想を逆転させていただければ、県立自然公園内への影響が小さくなるかと思いますので是非御検討いただければと思います。お持ち帰りください。

【参考人】

はい。ありがとうございます。

【石井委員】

A案、B案として景観のC案ですかね。それについての評価をしてもらったんすけれども、一つは風力発電に対して、ブンブン回っているのが好きな人もいるとは思うんですけども、そうでない人がかなり多いと思います。小学校とか中学校とか子供たちが常にいるそういう所ではA案もB案も全部満たさないんですよね。全ての小中学校に対して視野角が 1° 以下になるという解はないわけですね。それで、先ほどからそういうのは最低限A案、B案、C案にしても、要するに子供たちとか、もう一つは住宅ですね。住宅に関しては、良く見えて凄く嫌だと言う人が後から出てきた場合、困るわけですよね。公園のように時々やって来るという話ではない訳です。林道の総延長が最も長いA案を検討していますが、A案、B案、C案の中には人々が迷惑するようなことが全くない案を作るべきだと思います。A案だとうまく道路が使いやすいとか、そういうことではないと思うのです。今の適当に作った案に、こうだよ、ああだよと、これでやろうというものではないのではないかと思います。それを皆さん言っているのないかと思うのですよね。この辺をもう一度考えていただきたいと思うんですよね。

【参考人】

ありがとうございます。A案、B案、C案の選定過程に関しましては方法書でしっかりと検討していきたいと思っております。

【山本会長】

配慮書段階では位置関係をきちんと詰めるというのは計画配慮の中心なわけでして、方法書の段階まで行ってしまうともう後戻りできない状況になるんですよね。ですから、その前の段階で今日皆さんから出ました住民サイドからの視点を加えて、それをファク

ターに入れた時にそれに更に工事による経済的その他生態系に対する影響を鑑みて、それぞれの重み付けの上で、この地域でこの辺りの所に大まかに作りたいと提示していただけると考えております。どうぞ十分に御検討いただきたい。例えば風力発電の遠隔操作の事につきましても、機種が決まった段階でメーカーに聞きますと先ほどおっしゃいましたが、例えば話ですが、可能性として考えられるものをお調べになって、その中にそういうものがあるかないかという事は、決まる前に既に調べておくべきだと思うんですよ。それでお答えいただく必要がある。似たようなスタンスを他の項目でも求められていると思いますので、よろしくお願ひします。

他に先生方から御意見がなければ、この件に関しての質疑を終了してよろしいでしょうか。参考人の方はどうぞ御退席ください。

<由井委員退席>

<参考人退室>

【山本会長】

次の答申案のところに入っていきたいと思います。事務局から答申案の形成に関しての説明をお願いします。

【事務局（渡邊技師）】

資料 2-5 について説明を行った。

【山本会長】

説明ありがとうございました。それでは、由井先生の方からの御意見をお願いします。

【山本（和）委員】

由井先生の方から 2 ページ (2) 動物の「一般的にコウモリは、強風時」の後の括弧書き部分を削除してほしいと承っております。

【事務局（渡邊技師）】

括弧内を削除ですね。

【山本（和）委員】

はい。

【山本会長】

では、他の先生方から何か。

【永幡委員】

風車の話をしているのに、低周波とか振動の話が全く書かれていないところはどうかと思いますので、全般的な事項の所に今日の議論を踏まえて自然環境等への影響を十分最大限配慮することの後にでも、騒音、振動、低周波を文言として何か入れていただける

とよろしいかと思います。あとは、地元自治体からの意見の中でも低周波に関することがちゃんと触れられていますから、そういう文言を何か入れてください。

【平野委員】

事務的な確認をしたいんですけども、今回非常に丁寧な意見を白石市からいただいておりますが、これは知事意見に反映させるものなんですか、それとも市長意見は別途反映させなければならないんですか。

【事務局（渡邊技師）】

基本的には反映されることになります。

【平野委員】

そうであれば、是非視点場について非常に具体的な提案をいただいておりますので、白石市からの意見の6番ですね。例えば、みやぎ蔵王三十六景等を是非入れていただきたいと思います。

【事務局（渡邊技師）】

今の平野先生からの御指摘は答申の方に含めるということですか。それとも知事意見の形成の際に。

【平野委員】

そうか。我々の責任ではないから、入れなくていいんですね。知事意見の方には是非入れてくださいと私たちちはお願いすればいいですね。

【事務局（渡邊技師）】

わかりました。知事意見形成の際に。

【山本会長】

私どもの答申に足りないところを(知事意見として)入れることはありますけれども。私たちが気付いたところであれば、白石市からの御意見とか七ヶ宿町からの御意見も審査会の答申としてそれらを取り込んだ答申を出すことは当然ながらできます。

【事務局（渡邊技師）】

白石市長からの意見は知事意見形成の際には取り入れさせていただきますので。

【山本会長】

ですから、気が付いたのであれば答申に入れていただいてよろしいかと思います。

【平野委員】

はい、気が付きました。答申案の「(4) 景観 ハ」、これは囲繞景観なので、これを書換えていただければ。また、例によって事務局と会長に一任したいと思いますので。

特に大事だと思うのが「みやぎ蔵王三十六景」とか周辺の施設を挙げておられますよね。そういうものを含めて視点場を設定するよう検討するという趣旨を入れていただければと思います。

【事務局（渡邊技師）】

わかりました。具体的な場所を追加します。

【平野委員】

あとは、他の風力発電事業との公平性の担保のために、この技術審査会で特に景観について動画まで作成してちゃんとやりなさいと言っているのは私の記憶の限りでは景観的な影響が非常に大きいと思われる所だけです。そのことを他の風力発電事業者がちゃんとわかっていたら必要がありますので、今回のケースではさらりと全体的事項1の1段落目で本当は「ことともあろうに」と書きたいようなことが書いてあるわけですね。やはりここを前回の薬菜山のときにも頭を強くしてもらいましたよね。あれと同じようなことをやっていただかないと我々が不公平な審査をしているようにさえ見えてしまいます。そこで、ここは非常に重要な所でやっているのでここまでちゃんとしたアセスメントをしてください、ここはこの項目に関してはさほど重要ではないからこの程度で大丈夫です等のちゃんとした公平な対応をとっているはずなので、それがきちんと伝わるよう、「ここは非常に重要な環境景観への改変が起こる場所である。」ことを前回の薬菜山と同じように少し強めに書いていただければと思います。知事意見としては、これはオフレコで、言っても傍聴人もいるわけですが、宮城県は結構舐められていますよね。県立自然公園を全部改変しても構わないと。県は何のために県立自然公園を設定しているんでしょうね。

【事務局（渡邊技師）】

平野先生からの御指摘は全般的な事項の（1）を強く書くということですか。

【平野委員】

はい。そうです。非常に重要な所でやろうとしているから、これだけ細かく景観についても意見が出ているんだと他の風力発電事業者がわかるようにしてください。

【事務局（渡邊技師）】

表現については検討させていただきます。

【平野委員】

はい。薬菜山を参考に強くしてください。

【山本会長】

それについては第一段落の後に強く入れることにしたいと思います。他にはいかがですか。もし、なければ私の方からも。白石市からの意見の全般的な事を含めまして配慮

書の段階でどうかという論点もあります。けれども、工事期間中だけではなく、例えば 11, 12 も含めましてやはりこれまで私どもが審議してきたことでございますので、そういうことも含めて今回の答申案に多少の修正を加えたものを作っていただければと思っております。いかがでしょうか。他に追加や修正等の御意見はございますでしょうか。もしなければ、これで終わりにしたいと思います。答申案については私と事務局で文言等を相談し、案を作成し、先生方にお配りして確認の上、答申させていただきたいと思います。本日の審査会はこれまでとします。事務局から何かありますか。

【事務局（川端技術補佐）】

事務局から連絡がございます。

本日御審議頂きました（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業配慮書については今後事務局と会長とで打合せをさせていただいて、技術審査会の意見を形成しまして、答申いただきまして、6月22日まで事業者あて知事意見を送付させていただきたいと思います。

次回の審査会については、本日諮詢させていただきました審議事項（1）鬼首地熱発電所設備更新計画環境影響評価準備書の答申の審議を中心として、開催したいと考えております。御忙しいところ大変恐れ入りますが、どうぞよろしくお願ひいたします。また、準備書に関する御意見がございましたら5月30日まで事務局あて送付していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

【山本会長】

ただ今の事務局からの連絡について、なにか御質問等ございますでしょうか。なければ、本日の議事の一切を終了し、議長の役目を終えさせていただきます。

【司会（大内副参事兼課長補佐（総括担当）】

山本会長、委員の皆様お忙しいなか御審議いただきましてありがとうございました。本日は大変お疲れ様でございました。以上を持ちまして、環境影響評価技術審査会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。